

生駒市立学校給食センターの見学及び試食に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の児童生徒の保護者を始め、より多くの地域住民等に学校給食の趣旨等について理解を得、行政と保護者等が一体となった給食作りをさらに発展させることにより、未来を担う児童生徒の心身の健全な発達に寄与するため、生駒市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の見学及び試食に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 給食センターの見学及び試食を行うことができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の小中学校の児童生徒の保護者
- (2) 就学前の幼児及びその保護者
- (3) その他教育長が認める者

(実施日時)

第 3 条 見学及び試食を行うことができる日時は、給食センターの稼働日時に、業務に支障がないと給食センターの所長（以下「センター所長」という。）が認める日時とする。

(申込み)

第 4 条 見学又は試食をしようとする者は、その実施日の 10 日前までに学校給食センターの見学及び試食申込書（別記様式）をセンター所長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 見学をすることができる人数は、40 人以内とする。
- 3 試食をすることができる人数は、施設の関係上 1 回 25 人以内とする。
- 4 見学及び試食の変更及び中止は、認めないものとする。ただし、若干人の変更は、実施日前々日（土、日曜日及び祝日等を除く）の午後 1 時までに連絡が

あれば、認めるものとする。

(変更又は中止)

第5条 センター所長は、次に掲げる場合には、見学又は試食の変更又は中止をすることができる。

(1) 災害、事故、警報発令等により学校給食が中止される場合

(2) その他給食センターの業務に支障又はそのおそれがある場合

(費用負担)

第6条 試食をしようとする者は、試食に要する費用として原材料費に相当する金額を負担するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター所長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から運用する。